

日程第28 議案第26号 市道路線の認定及び廃止について

○議長（中西峰雄君）日程第28 議案第26号市道路線の認定及び廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第26号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第29 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中西峰雄君）日程第29 議案第27号公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）指定管理者の制度を使って駐輪場を運営していくということにつきましては、私は何ら問題を、異議をとるものではないけれども、ここに指定管理者に指定する団体等の中で、財団法人である橋本市文化スポーツ振興公社という名前が上がっております。これは皆さんもご承知のとおり、100%橋本市が出資してつくった財団でございます。

そして、名前のおり文化とスポーツに関することに対しての財団であると私は認識しておりますが、じゃ、なぜここが駐輪場の入札に参加したのか。ここ、だれも受け取る

団体さんがいないんで、前シルバー人材センターさんがやっていたのかな、ここは。そういう団体がなかったんで、じゃ、仕方がないから、どこも受けるところがないからということの中で市の出資であるスポーツ振興公社がやるのであれば、私は何ら問題はないとは思いますが、3者というか、3団体で要望があった、その中で決まったという経緯の中で一つお聞きしたいんですけども、なぜあと2者があるのに、この市の文化とスポーツをやろうとする団体が駐輪場のこの入札に参加してきたときに、少し違うんじゃないですかと、方向が違いますよということで、私はお引き取りをしていただくのが筋やと思うんです。

そして、今までこういうスポーツ、駐輪場の関係をやってこなかった人がここを受けるに当たって、またそのための新たな雇用を生み出すんじゃないですか。

というのは、要するにそんな手が足りていて、手が足らなくて人数が多いと、スポーツ振興公社もどえらい手が、余剰人員が多いんやと言うて、新たな雇用をせんでもええぐらい人が多いから、そのために運営してほしいとかいうのであれば、多少は理解もせんこともないんですけども、その辺の人数的なもの。

また、ここを取ったために、新たに募集をかけて、このために人をスポーツ振興公社に入れるんですか。わざわざほか、今までやってくれておったほかの団体さん、もしくはもう一個の団体さんで雇用が生まれるのであれば、それでいいとは思いますが、その辺の新たな雇用がスポーツ振興公社で文スポがやるのか、これを取ったために。そこま

でして取りにいかなあかん理由等、少し教えてください。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、今回の指定管理者のことですが、平成22年の3月31日付で今現在の指定管理制度が満了になります。それに伴いまして、市で広報並びにインターネット等でまず募集要項等で広く知らしめております。

その中には、まず法人または団体ということで、個人以外の方でしたらだれでも参加できるという形のもので広く募集をしております。

その中で、今言うておるスポーツ振興公社につきましては、私どもも法人という位置づけの中で考えて、今回の申請の受け付けということで、一応認めております。

やはり、その中でも雇用につきましても、しっかりそれに対しては雇用もしていくというような中の審査基準、並びに仕様書に基づきながらやっております。当初、やはり6者ほどが問い合わせ等、また現場説明の中でも5者から6者が現場説明に来ておりまして、たまたま申請が3者ということで、その中の3者を市の選定委員会、これは外部の人につきましては和歌山大学の経済学部から1名、外部専門家を来ていただきまして、厳密に選定委員会で選定した結果、スポーツ振興公社に決定したという運びでございます。

○議長（中西峰雄君）答弁もれですが、議長のほうから指摘させていただきます。

これによって雇用が増えるんかどうかのかというただしがございましたので、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）これによって雇用が増えるということで、仕様書の中で、また相手からのそういった文書の中では出ており

ますので、そういうことをしていただけるものと思っております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君、答弁もれ指摘願います。

○10番（平林崇行君）私は、雇用もそうなんですけども、そういう意味で雇用を増やすがために、スポーツ振興公社が雇用を増やしたことによってほかの雇用が失われるんじゃないですかということを指摘しているんですよ。そこまでして雇用を増やしてよかったな話じゃないでしょうと言っています。そこまでせなあかんのですかということです。

ほんでもう一個、私が言うたように、市が100%出資なんやさかいに、その辺の配慮として、この辺で文化・スポーツの団体であるその人たちが入札に参加するのをちょっと考えてしたらよかったんじゃないですかという、この二つの答弁もれがあるんですよ。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）文化・スポーツ振興公社の管轄ということで、教育委員会のほうで知っていることを少し報告させていただきます。

まず、文化・スポーツ振興公社のほうでは、現在の定款を改めまして、従来この法人はスポーツ・レクリエーション及び文化の振興を測り、もって広く住民の健康で豊かな生活というところでうたっておりましたが、他の施設管理も広めてやっていきたいというところもありまして、市民サービスの一層の向上に勤め、住民福祉の増進に寄与することを目的とするということを追加しまして、昨年の12月に県の教育委員会の認可ということで認可を受けまして、認可証を受けたのが本年の1月6日に受けて、登記を完了しております。

そういったところで文言を改めまして、そういった手続き的なことを入れて文化・スポーツ振興公社、そういった事業の拡大をした

いという目的で経過がございますので、そういったところの報告をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、雇用につきましては、今実質シルバー人材センターが現場で雇用して、シルバー人材センターから現場のほうへ配置していただくんですけども、今度、新たにスポーツ振興公社につきましても、新たに現場に雇用をして配置することなので、差し引きあまり変わらないと思うんですけども、雇用を間違いなくすることで、スポーツ振興公社からの説明にはなっております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）雇用から行きます。

雇用の部分で、新たな雇用というのは言葉的に間違っておって、それは文化・スポーツ振興公社は新たな雇用をするでしょう。そうしたら、今までやっていたシルバー人材センターは今までその駐輪場で働いていた方の雇用はどうなるんですか。なくなるんでしょう。そういうふうな中での、いろんなことを考えていかないとあかんのじゃないですか。

そして今、教育次長がおっしゃったように、住民のサービスの向上をするために変えたと。それは文言はよろしい。それはいいと思うんですけど、そのために、じゃ、今の駐輪場が住民のサービスが今までの中で不適切であったと。だから、スポーツ振興公社が取ったらもっと住民サービスが向上できますよという中での参加ですか、これ、入札の参加になるんですか。

ですから、私はそういうふうな中で、本当に住民サービス、私はこれが各個人の団体やったら別に何でもいいんですよ、前提をもとに。

これ、もう一つこれも答弁をお聞きしたいんですけど、向こうで今清水に移りましたね、

文スポが、事務局。これ、市は補助金は一切出しているんか、何らかの中でお金を出しているんかとかというのをちょっと教えていただきたい。少しでもお金が出ているのであれば、移ることによって、それは何でもありますけども、家賃もいろいろ補助してもうてしたら、その分が軽くなれば、ほかへ物を取りに行くとき、その分の経費が少なくなったら当然安く入れられますよ、お金は。ほかの団体というか、ほかの個人の団体さんは自分らでどっか事務所を借りても、その家賃が何十万すれば、それは全部自分のところで負担せなあかんのやから。だから、同じ立場で物事に立って入札をして決まったんかということが、ものすごい私、疑問になるんですよ。だから、そこまで入ってくる文スポのやり方というのは、僕若干見えないんで、なぜそこまでせなあかんのかなって。新たな雇用を生むわけでもなし、その辺のことの、それで、文化・スポーツの中でもあれをやっているんで、その辺のことをちょっと答弁、よろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）文化・スポーツ振興公社ということで、立場で応札をしておるわけですが、今回の駐輪場に応札しておるところの実施事業の計画につきましては、先ほど言いました住民サービスの向上策として地域に根差した施設となるよう事業展開し、市民の健康増進を目的とした自転車利用の普及・振興に勤め、同時に二酸化炭素排出削減も課題として市民のエコ意識の向上を展開するといった、こういったところの、マイカー通勤から自転車通勤に通勤手段を切りかえていくと、そういった環境を配慮したそういった考え方に立って、先ほど言いましたように定款の趣旨にのっとり事業展開を進めたいと、そういったところです。

○議長（中西峰雄君）平林議員の質疑に対する答弁の中で、答弁もれの指摘がございましたけども、残り答弁ありますか。

建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）先ほどから何回も言いますが、雇用につきましては新規に市内から雇い入れて現地に配置するというので、そういったことで書類のほうは提出になっております。

新たな新規の市内の皆さんの中で、現場で見ていただけるということで、新規雇用という形には間違いなく行っていただけると思っております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君に申し上げます。

答弁もれの指摘でございますが、明確に、簡潔明瞭にお願いいたします。

○10番（平林崇行君）明確に、私は同じ立場で文スポがほかの団体と入札した形の中で、清水の今の事務所の家賃を一部市が負担しているんじゃないですか。そういう好条件の人が同じような立場でやったらあかんから、清水の家賃は市が一部負担しておるのか、丸かた文スポが全部あそこに関する費用は団体としてその地主と契約をして、そして払っているんですかと、そこをただしたんです。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず私ども、現課といたしましては、同じ条件のもとで収支計算書、各3者とも出していただいております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）この件は建設部長が答えることと違う。

だから、私が言うているのは、文スポを担当しているんでしょう、教育委員会が。だから、そこが本当に同じ条件の中で、これ金額で決まったんでしょう最終、指定管理は。金

額が安いからスポーツ振興公社に決まったんでしょう。それはいいです、それは構わへん。

だけど、ほかの団体との同じ立場の中で、やっぱり家賃とか云々の中で、家賃とかそんなは市が負担すれば当然入札金額が安くできても必要経費が下がるから、安く入れられるんですよ。こんなものは一般常識です。だから、一般常識を考えた中でどうなんですかということをおは言うておるだけの話で、そこで家賃が、文スポについて市は家賃を払っておるのか、一部負担をしているのかしていないのかだけ教えてくれたらいいだけの話です。後が皆さんが考えてくれたらいいことです。それだけの話です。

○議長（中西峰雄君）文スポに対する家賃のただしがありますんで、その点だけ明確に答弁いただけますか。

副市長。

○副市長（清原雅代君）今現在、清水のほうへ移っておりますが、従来は橋本市の庁舎の北側でおりました。そのときからその家賃については何ら変わっておりませんし、今回の事業は従来事業もしていく上のプラスアルファの事業と考えておりますので、改めてどうこうということは市としては考えておりません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第27号については経済建設委員会に付託いたします。

日程第30 議案第28号 訴訟の提起について

○議長（中西峰雄君）日程第30 議案第28号 訴訟の提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）本議案については、市営住宅の家賃の滞納ということで、この議会に訴訟を起こすというのは2件目だというふうに認識するわけですが、恐らく悪質滞納者であろうと思うんですが、この訴訟を起こす場合、あるいは悪質滞納者、訴訟に持っていく場合の基準とか、あるいは内規でもしっかりしたものが決められているのか、これが一つです。

それから、恐らくこの議案に上がっている件については、どの程度の悪質、その悪質の内容、よっぽどのことがないと訴訟、それで明け渡し請求も同時にするわけですから、その点はしっかりとっておかないとというふうに思っています。

あと、これに準ずるような悪質滞納者等についてはどの程度存在をし、また今後、訴訟について考えているのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、平成20年度からこの明け渡し請求をしております。平成20年度で4件の明け渡しを強制執行しております。それはすべて、一番やはりこの当時は100万円を超えて、多い方につきましては260万円、240万円ということがありまして、ある程度分納もしていただかず、またその中でもそこにおらないとかということがありましたので、そういった方につきましては平成20年度では4件をしております。

それで、平成21年度につきましては3件の明け渡し請求を今している最中でございまして、それも100万円以上の高額で、こちらからいろんな催促並びにそういった書類等を出してもなかなかそのとおりの何にも対応なしという形の分がとりあえず悪質と見なしてやっております。当然100万円以上で分納もせずにそ

ういったことになれば、こういった明け渡し請求をしていきたいと思っております。

なお、きつい市町村では、約3カ月滞納して、その間に分納でもなかったら、すぐこういう明け渡し請求とか訴訟ということで踏み切っている市町村もあるとは聞いております。今回、整理する上でも、やはり高額な100万円以上と一応目安はつけまして、それには何の相手からもない場合につきましては悪質と見なして、こうした明け渡し強制の執行で裁判に出していきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）答弁もれなんですけど、この本件は100万円以上の滞納なんですかということと、それから、今後どの程度の悪質などといいますか、状況の入居者に対して訴訟を起こしていこうとしているのか、この2点お願いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今回の案件につきましては、100万円を超えております。なお、それにつきましても催促・訪問、いろんな形をとってもなかなかこたえてくれないということで踏み切っております。

今後100万円以上でこういった行為がある場合につきましては、今のところ、訴訟のほうに向かいたいと思っております。

ただし、それまで前後というのはあるんですけども、それまで分納誓約とか、やはり前もってしていただければ、今のところは100万円以下の中ではそういったことは今考えておらないんですけども、やはり今後こういった影響のことによって、皆さんが滞納をもっと考えていただいて、すぐ追い出されるという形のものが見えてきましたら、やはりもうちょっと収納率も上がってこようと思うんですけども、こちら訴訟するのにやはり費用もかなりかかりますので、できるだけ訴訟の

ないような形で分納なり、再々足を運びながら収納に頑張りたいとは思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の部長の答弁を聞く限り、訴訟もやむを得ないかなというふうには思うんですけども、ちょっと答弁の中で、3カ月滞納者でも厳しく訴訟に行っている自治体があるんだみたいな答弁があったんですけど、市民税、あるいは国保税等の差し押さえ、強制取り立てというのがやられていて大変なんですけれども、この住宅の場合も住居を失ってしまうわけで、本当に路頭に迷うという事態も招くわけです。

これ、明確に、いわゆる住宅の使用料という形になっていると思うんですけども、いわゆる税とは明らかに法的な取り立ての方法というのか、これは違うというふうに思うんで、それで、ぜひともそうした訴訟に打って出る場合の、いわゆる悪質滞納者についての規程というのか、規則というのか、名前はどちらでもいいんですけども、しっかりとしたものを決めておいていただく必要があるというふうに思うんですが、その点伺います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）非常に規定が、3カ月がええのか、5年がええのかと、やっぱりそういう規定が非常に難しいと思っております。やはり、今まで各議会等でもこの滞納につきましても、いろんなご指摘もある中で、できるだけ皆さんに公平に家賃を納めていただくというのが原則でございまして、その中でもやはり100万円以上というのが今のところ課としての目安で考えております。

その中で、すぐにそういった行為にはもちろん及んでおりません。催促状とか催告書、その前にはまず夜間の徴収とかいろいろ行った中で、できるだけだめでしたら分納してくださいとか、いろんな方法をした中で、こう

いった方がやっぱり中にはいらっしゃいますので、やはりそういったことについてはちゃんとやっぱり市としては整理をまずしていかないと、次がまた入っていただく方というのは、非常に待っている方もおりますので、やはりそういった使用料を払っていただく方の大きな差が生まれてきます。

まして、税みたいに何年かたったらこれのうなるというものではありませんので、どんどん、どんどん膨らんでいきます。だから、市の滞納額もそれ以上に、この方がいらっしゃると、その分だけがどんどんまた1年分の家賃としては上積みで残っていくというような形になっていきますので、やはりこういったことと一緒に、入居者の方々につきましても、前置きとしてそういう文言は入れております。こういったことで、ない場合については市としては訴訟に踏み切りますというような形の部分も、すべて相手方に届けながら家賃の徴収も催促状もしております。

また、そういった相手に催促状とかを出すにつきましても、前置きとしてそういう文言は入れております。こういったことで、ない場合については市としては訴訟に踏み切りますというような形の部分も、すべて相手方に届けながら家賃の徴収も催促状もしております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）それでは、この議案第28号でちょっとお聞きします。

やはりこれ、訴訟まで持ち込んだということで、いろいろと今までいろんな対応をされたというふうには聞いていますけども、市営住宅の入居のときには入所規定で保証人の規定がありますよね。当然保証人の方にも当たってはいただいていると思うんですが、期間によっては保証の期限が切れているとか、そんなことがあるんかもしれませんが、その辺の対応というのはどういうふうにされておったのか。現実問題として、今市営住宅の入

居に関しては、きちっとした連帯保証人を立ててやらないと申し込みできないでしょう。そこら辺の問題についてはどういうふうに対応されておったんですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、やはりこういった滞納している方にも連帯保証人がすべてついております。その中で保証人の方が亡くなったりとか、そんな場合につきまして、そういう方につきましては本人さんが申し出がないとか、そんな場合が多々ございます。

市といたしても、本人さん以外の保証人の方にもいろいろ催促したりとかしておるんですけども、やはりまず明け渡してもらわん限りには、やはりこれがどんどん、どんどん膨らんでいくということになりますので、まずこういったことを明け渡し先決の中で考えております。

また、保証人さんにもいろいろご相談もし、中には保証人さんがかわりに分納されておる保証人さんもございます。こういった案件を出すにつきましては、そういったものもない中で、一応こういった案件で出させていただいておるといってございませぬ。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）よくわかりましたけど、ただ保証人に対してのいろいろと話し合いというのはされておったように、そういうふうな答弁ですけど、やっぱり死亡とか、要するに亡くなった場合は、すぐさまチェックとして入居者の今の状態をはっきりとしないと、またこういう問題が出てくるわけですよ。だから、結局申し込み者とか入居者の保証人を変えることもできるわけでしょう。そうやから、本来こういうことがあったら保証を確かにしてもらえ保証人を立てているのかということの確認も、やっぱり必要やと思います。

今、部長が言われたように、いつまでもすると、やっぱりだんだん膨れ上がってくると、これは当然の話のように聞こえますけど、やはり一つの基準、3番議員も言われたように、その基準もありますし、そこら辺、きっちりとやっていくのがやっぱり行政としては僕は大事ななというふうに思います。

だから、これからちょっと保証人に対してはきっちりとやっていただきたいなと思えますけど、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、今の家賃の方式につきましては、年々の収入によって家賃の形態が変わってきます。それで、いつでも毎年収入の申請をしていただいております。だから、一つはこういった方につきましては、そういったものを出してこなかったりとかという形の中で、それに対しても市も催促もしておるんですけども全然こたえてこないという形のものしか、まずやっておりませぬ。

それで、今回そういったことで来ていただいたら、保証人さんが亡くなったとかというのは本人に聞き取って、変わったら次をつけてくださいということができるんですけども、そういった呼び出しとか、こういった自分のところの収入自身がいくらとかいうのが毎年皆さん出していただきますので、その中には十分対応はできると思うんですけども、できるだけ変更があれば速やかに保証人も変えていただいて、そういったものを提出していただくよう一生懸命指導してまいりたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）そのほかに質疑。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）保証人の点については、亡くなられた時点でそこに存在する債務については相続するんで、相続人から回収という

ことは考えられるんですね。

それと、保証とは関係ないんですけども、先ほどの話で、例えば100万円を基準と、あるいは5年とか、そういう基準によって明確にして、それで行動すると、あまりそれを出したら、100万円までは出されへんのやと、5年までは出されへんのやと、そういうことを考えるふとどきな人も出てくるかもしれませんので、その辺のところをやっぱりきっちりと、いろんな事情、万般を考慮した上で強制執行するかどうかということを判断して、今まではそう判断してくださっていると思うんですよ。健康状態とか収入の状態、その人の家族、いろんな事情を総合的に判断して、妥当な結論で遂行していただいていると思うんですけども、だから私の言いたいのは基準を明確にして、これこれだったらということはあまり公表しないほうがいいと思います。いかがですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）私もそういうふうになっております。先ほど基準という中で、再度手を挙げてそういう言い方をしたいと思ったんですけども、やはり基準というのは、あくまでも今までこういった訴訟が20年から始めていまして、やはり今の時点ではだいたいこのあたりぐらいの中で、あと状態を見てかけていこうかというようなことで今のところは思っておるんですけども、今後、それがどんな形になるんか。やはり今、松浦議員が言われたように、いろんな状態を見ながらやはりかけざるを得ないと判断したときには、やはり100万円を切ってもせなあかん場合もありますし、やはりある程度の全体的な家賃の滞納の個人個人の滞納額というのは皆がわかっております。そういった中での把握もしておりますので、その中でやはり悪質と見なすものにつきましては、こういった形で訴

訟のほうに出たいと思っております。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）部長が言われていることは、全くの反対のことをやっておると思う。やっぱりあの住宅に入りたい人は、やっぱり所得の低い人とか、そういう人が入るわけなんです。

ほんで、保証人もなしでも入りたいという人もたくさんおると思うんや。だから公共住宅、当時から市の公営住宅、あるいは同和対策事業でやった住宅とかというのもたくさんあるわけなんです。900何ぼあるでしょう。

ほんで、100万円もためて保証人に取りに行くというような、そういう悠長なことをやっているから払えないんですよ。ほんで、また裁判にかけないといかんのですよ。

だから、やはり所得の低い方に入ってもらはんやけども、要するに3カ月以内にもしお支払いがなかったらもう出してもらおうということを、やっぱり低いときにちゃんと、一般の住宅並みに3カ月たったらもう払えへんから出てよということをやっぱり言うていかんと、100万円たまったら出してもらはんやというような、そんな悠長なことをやっておったら皆くれへんよ。ない人が入るんやから、困っておる人が入るんやさかい。そうやさかい3月たったらもう即出て遅れよと。入ってもらはんけども、3カ月遅れたらもうあきませんよということでやっぱりやるという方法をとっていったほうが、滞納者が増えへんと思う。そのこのところのやっぱり見直しをきちっとやらんと、悠長過ぎるんや結局。100万円も150万円もたまってから裁判をかけてそうするんやって、そんなことはあかんのや。逆やねん、やっていることが。ほんまに。お金のない人が100万円たまって払えることはない、払いたくても。ない人が入るんやさかいに。

ほんで、そのこのところをちょっとやっぱり、

このことについて今回は出されておりますけれども、これからやっぱりそういうことをちゃんと見直していくという方向で、部長やっぱり住宅課で議論しなさいよ。そのほうが僕は滞納者が増えないと思うんですよ。やっておること、あべこべやと思う。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）本来なら、井上議員の言われるように滞納すればそういった行為になると思っております。ただし、今までこういった訴訟が旧高野口町、旧橋本市でも全然起こさなかったというのが事実でございます。平成20年度からまずこれを手始めにさせていただきました。

その中で、やはり入居者につきましては、ちょっとでもたまったら、3カ月もたまったらすぐ職員が行って分納誓約を取るなりとかというような行為はしております。その中で、やはりもうこういった訴訟も市も今やっていますよというようなことも、やはり相手方にもこんなんは脅しになるのか、ちょっとわかりませんが、やはりそういったことも含めながら皆さんに説明をして、できるだけ速やかに払っていただきたいということで考えております。

なお、やはり家賃につきましては、その年、その年のその方の収入基準によりましてかなり家賃の差が出てきますので、ちゃんと収入の報告をしていただければそれなりの家賃というのがすぐ算定も毎年しますもので、そういったこともきっちりしていただいて、することによって家賃の適正化もちゃんとなるんじゃないかなとは思っております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）もう単純な質問なんですけども、ここに議案として名前が出てくることを、この方はご存じですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず知らないと思います。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。

そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号については委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中西峰雄君）日程第31 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第32 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中西峰雄君）日程第32 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時53分 休憩）